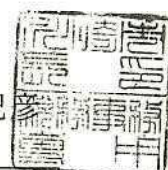


川崎市税公告第 18 号

川崎市市税条例（昭和 25 年川崎市条例第 26 号。以下「条例」という。）第 10 条の 2 第 1 項（災害等による期限の延長）の規定に基づく令和元年川崎市税公告第 109 号において、別途公告することとしている期日（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）又は条例に基づく申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下「申告等」という。）に関する期限（法人の市民税に係るものを除く。））については、次のとおりとします。

令和 2 年 1 月 31 日

川崎市長 福田 紀



	対象となる申告等の期限	指定する期日	
1	令和元年 10 月 12 日から令和 2 年 1 月 6 日までの間に到来する個人の市民税・県民税の普通徴収に係る税額の納付の期限	令和 2 年 3 月 2 日	
2	令和 2 年 1 月 7 日から令和 2 年 3 月 2 日までの間に到来する個人の市民税・県民税の普通徴収に係る税額の納付の期限	令和 2 年 3 月 31 日	
3	給与所得に係る個人の市民税・県民税の特別徴収税額の納入の期限のうち右に掲げる期日に到来するもの	令和元年 11 月 11 日	令和 2 年 3 月 10 日
		令和元年 12 月 10 日	
		令和 2 年 1 月 10 日	
		令和 2 年 2 月 10 日	
4	令和元年 10 月 12 日から令和 2 年 1 月 6 日までの間に到来する固定資産税・都市計画税に係る税額の納付の期限	令和 2 年 3 月 2 日	
5	令和 2 年 1 月 7 日から令和 2 年 3 月 2 日までの間に到来する固定資産税・都市計画税に係る税額の納付の期限	令和 2 年 3 月 31 日	
6	1 の項から 5 の項までに掲げる期限以外の申告等の期限（法人の市民税に係るものを除く。）	令和 2 年 3 月 2 日	